

平成26年 No.5

○東京学芸大学学生支援センター規程

制定理由

総合学生支援機構及び関連するセンターの整備再編のため、新たに東京学芸大学学生支援センター規程を制定するものである。

承認経過

平成26年2月26日 教育研究評議会 審議・承認

○東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程

改正理由

現在の総合学生支援機構の構成組織を学生支援センターに編成し、新たに留学生センター等を含めた組織に再編するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年2月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生支援センター規程を次のように制定する。

平成26年 2月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第 4 号

東京学芸大学学生支援センター規程

東京学芸大学学生支援センター規程を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年2月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第5号

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部を改正する規程

東京学芸大学総合学生支援機構規程（平成19年規程第30号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成 22 年規程第 13 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、東京学芸大学学生支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 センターは、東京学芸大学における学生相談、学生キャリア支援、障がい学生支援等の充実に資するため、必要な業務を行うことを目的とする。

2 センターに、学生相談室、学生キャリア支援室、障がい学生支援室（以下「室」という。）を置く。

3 室には、室長を置く。

4 室に関し必要な事項は、別に定める。

### (業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 室を総括し、室間の連絡・調整に関すること。

(2) 学内の関連する機関との連携・協力に関すること。

(3) その他学生支援のために必要なこと。

### (組織)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) センター長

(2) 学生相談室長

(3) 学生キャリア支援室長

(4) 障がい学生支援室長

(5) 学務部長

(6) その他学長が必要と認めた者 若干名

### (センター長等)

第 5 条 センターにセンター長及び副センター長を置き、センター長は、学長の指名する理事又は教授をもって充てる。副センター長は、構成員のうちからセンター長が指名する。

2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

## 第 2 章 運営委員会

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの職員に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) センター長
- (2) 学系長
- (3) 学生相談室長
- (4) 学生キャリア支援室長
- (5) 障がい学生支援室長
- (6) 学務部長
- (7) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第7号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第11条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### 第3章 センター会議

(センター会議)

第12条 センターに、センターの業務に関する必要な事項を審議するため、センター会議を置く。

2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 3 センター会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 センター会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部学生課が処理する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学学生相談センター規程（平成18年2月2日制定）は、廃止する。
- 3 東京学芸大学学生キャリア支援センター規程（平成19年9月6日制定）は、廃止する。
- 4 東京学芸大学障がい学生支援部室規程（平成25年2月14日制定）は、廃止する。

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部改正について

改正理由：現在の総合学生支援機構の構成組織を学生支援センターに編成し、新たに留学生センター等を含めた組織に再編するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 機構は、<u>学生支援センター</u>、<u>留学生センター</u>、<u>保健管理センター</u>その他学内の学生支援組織を統括し、指導教員の協力のもと、本学における学生支援の充実に資するため、必要な業務を行うことを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、学生相談、学生のキャリア支援、障がいのある学生支援、<u>留学支援</u>、<u>健康支援</u>その他学生支援に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学生支援の現状を把握すること。</li> <li>(2) 新たな方策及び改善策の企画・立案並びにその実現に必要な措置を実施すること。</li> <li>(3) 学内の関連する機関との連絡・調整に関すること。</li> <li>(4) その他学生支援体制の整備のために必要なこと。</li> </ol> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学生を所掌する副学長</li> <li>(2) 学系長</li> <li>(3) <u>学生支援センター長</u></li> <li>(4) <u>留学生センター長</u></li> <li>(5) <u>保健管理センター</u>所長</li> <li>(6) <u>学生委員会委員長</u></li> <li>(7) <u>キャンパスライフ委員会委員長</u></li> <li>(8) <u>学務部長</u></li> <li>(9) その他学長が必要と認めた者 若干名</li> </ol>	<p>[省略]</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 機構は、<u>学生相談センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>、<u>障がい学生支援室</u>その他学内の学生支援組織を統括し、指導教員の協力のもと、本学における学生支援の充実に資するため、必要な業務を行うことを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、学生相談、学生のキャリア支援、障がいのある学生支援、その他学生支援に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学生支援の現状を把握すること。</li> <li>(2) 新たな方策及び改善策の企画・立案並びにその実現に必要な措置を実施すること。</li> <li>(3) 学内の関連する機関との連絡・調整に関すること。</li> <li>(4) その他学生支援体制の整備のために必要なこと。</li> </ol> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学生を所掌する副学長</li> <li>(2) 学系長</li> <li>(3) <u>学生相談センター長</u></li> <li>(4) <u>学生キャリア支援センター長</u></li> <li>(5) <u>障がい学生支援室長</u></li> <li>(6) 学務部長</li> <li>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</li> </ol>

2 前項第9号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 [省略]

第6条 機構に、機構の業務に関する必要な事項を審議するため、第4条の構成員をもって組織する機構会議を置く。

2 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

3 機構会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

[削除]

4 機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第7条～第9条 [省略]

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

2 前項第7号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 [省略]

第6条 機構に、機構の業務に関する必要な事項を審議するため、第4条の構成員をもって組織する機構会議を置く。

2 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

3 機構会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 学生を所掌する副学長は、機構会議に出席し、意見を述べることができる。

5 機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第7条～第9条 [省略]